

民間人校長制度に関わる基礎データの検討

-文部科学省調査の整理を通して-

町支大祐

Study of basic data related to private citizens principal system: based on survey of MEXT

Daisuke Choshi

The purpose of this paper is a fundamental analysis of the data about “private citizen principal” system. According to the data of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology Ministry, the number of private citizen principal, after the low-level period up to a few years ago, has been slightly increased. “Private citizen principal”, it includes the principal from the civil service and them from private sector. In recent years the latter has increased. Turning to the difference between the local governments, while part of the municipality (for example Osaka Prefecture and Osaka City) is rapidly expanding the recruitment, many provinces reduced or stopped the employment.

目次

1. はじめに
2. 民間人校長制度と「民間人校長」
3. 「民間人校長」任用状況の推移
 - 3-1. 任用者数の推移
 - 3-2. 新規登用者数の推移
4. 出身による任用状況の差異
 - 4-1. 学校種別の差異
 - 4-2. 在職年数の差異
 - 4-3. 経験校数、在校年数の差異
5. 都道府県市による任用状況の差異
 - 5-1. 任用実績のない自治体
 - 5-2. 1度の登用で終了した自治体
 - 5-3. 数回の登用で終了した自治体
 - 5-4. 数回の登用後、任用が続いている自治体
 - 5-5. 連続的な登用が行われた後、収束した自治体
 - 5-6. 連続的な登用が続いている自治体
 - 5-7. 大規模登用が行われている自治体

5-8. 特定の学校において任用を行っている自治体

6. 終わりに

1. はじめに

平成12年の4月にはじめて「教員出身でないもの」が校長として採用されてから15年が経った。その間、様々な期待や懸念を背負い、賞賛や批判を受けながら、多くの「民間人校長」が学校経営を担ってきた。これまで、この制度に対する検証は、散発的には行われてきたものの、十分な学術的検証が行われたとは言えない。

本論は、今後のそれらの検証の足がかりとなる基礎データの整理を行うことを目的とする。

2. 民間人校長制度と「民間人校長」

平成10年の中教審答申において、『学校の自主

性・自律性を高め、学校の裁量権限と責任がこれまで以上に大きくなることに対応して、校長や教頭に適材を確保』する目的から、『教諭の免許状を所有し、かつ教育に関する職に5年以上勤務した経験を有すること』に加え、10年以上教育に関する職に就いた経験がある者については、教諭の免許状を所有しなくても校長に任用できることとするとともに、特に必要がある場合には、都道府県教育委員会等がこれと同等の資質・経験を有すると認める者についても校長に任用できるものとする』ことが具体的な改善策として示された(中教審1998)。これを受け、平成12年1月には学校教育法施行規則が改正され、学校長の資格要件が緩和された。

この変革は、規制改革と地方分権という潮流を背景とし、それまでの校長とは異なる経験からくる「経営感覚」に期待して行われたものであった(大澤2008)。

この変革によって、学校教育での教育経験のない、民間企業出身の者も校長になれる形になったため、この登用制度は「民間人校長制度」と呼ばれている(例えば、大澤2008、太田2011など)。

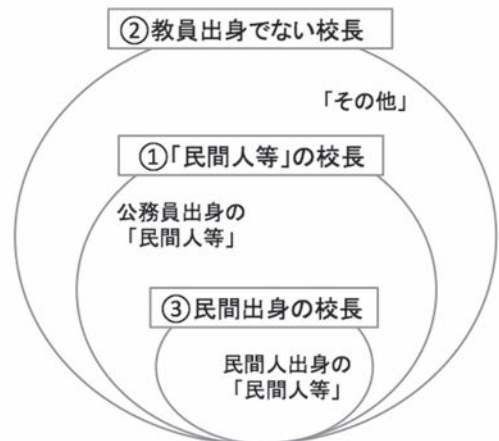
しかし、ここで言う「民間人校長」とはどういった人材を指すのか、については様々な議論がある(渡辺2011)。①『民間人等』出身の校長②教員出身でない校長③「民間人」出身の校長の3種について紹介する。

まず①について説明する。文部科学省は、件の要件緩和の結果として登用が可能になり、実際に登用された人材について継続的に調査を行っている。例えば、平成15年には、「教員出身でない者の校長任用実績について」と題された調査が行われている。繰り返しになるが、この調査は、2000年の資格要件緩和によって登用可能になった校長を「教員出身でない校長」とし、その全体について調査を行っている。また、調査のなかでは、教員出身でない校長を、『教員免許状を持たないが、「教育に関する職」に10年以上就いた経験がある者』とそれ以外に分け、前者を「その他」扱い、後者を『「民間人等」出身の校長』としてきた。この『「民間人等」出身の校長』が「民間人校長」の3つの枠組みの一つである。例えば、露口(2011:35)は、この数字に基づいて「民

間人校長等の任用状況の変遷」のグラフを描いている。教員出身でもなく、教育に関する職の長い経験を持つ者でもないという意味で、公的に示されたものの中では最も限定された枠組みであるが、それでも、教育に関する職の経験が10年未満であれば、教育委員会や公務員出身の者もこの「民間人等」に含まれてしまうという曖昧さを持っている。

次に②についてである。文部科学省の前述の調査は、少なくとも平成20年度以後は、「民間人校長及び民間人副校長等の任用状況について」と題して行われており、その調査に関わる報道発表においては、『教員出身ではない校長(以下「民間人校長」という。)]との説明が付されている。実際、平成21年4月1日の任用状況に関わる調査結果概要においては、『公立学校への民間人校長の任用者数は43都道府県市(昨年は42都道府県市)で、96名(昨年比3名減)となっている。』と説明がなされており、その内実を見ると、前述の「その他」が14名、「民間人等」が82名である。つまり、この頃の文科省調査においては両者を合わせた「教員出身でない校長」の全体を「民間人校長」と称している事が分かる⁽¹⁾。

さらに、また別の枠組みで「民間人校長」を捉えたものもある。渡辺(2011)は、『前職が民間企業(弁護士など個人事業主を含む)』である校長こそ「民間人校長」とし、「教員出身でない校長」のうち、「民間人等」からさらに官公庁出身者や、役所出身者などの“疑似民間人”を除いた人数を「民間人



【図表1：民間人校長の3つの枠組み】

民間人校長制度に関わる基礎データの検討

としている。これが③である。

以上の3つの枠組みの関係を図示すると、図表1のようになる。

3. 「民間人校長」任用状況の推移

前項で述べたような語義の曖昧さを孕みながらも、民間人校長制度が創設されて以来、この制度に対しては様々な論評がなされてきた。制度に対する評価や期待について述べたもの（露口 2003ab）や、課題を述べたもの（渡辺 2011）、成果を述べたもの（露口 2011）、民間人校長の認識をインタビューで問うたもの（大澤 2008、太田 2011）、そして、民間人校長自身がその実態や成果について語るもの（平川 2012 ほか）等、様々な側面から論評がなされてきた。

しかし、数年前には、民間人校長登用の状況について、『ブームは一段落した（渡辺 2011 : 34）』、『任用者数は低水準での横ばい傾向（露口 2011 : 34）』といった言説が目立ち始める。こういった評価の論拠となっているのは、前述の文部科学省調査（「民間人校長及び民間人副校長等の任用状況について」）である。図表2はその結果（教員出身でない校長の任用者数）を示している。これを見ると、確かに、上述の論評がなされた頃の最新データであろうと考えられる平成22年の前後では数値が落ち着いてい

る。

しかし、この傾向については、近年、再び変化が訪れている。ここ数年、わずかながら、登用が伸び始めている。教員出身でない校長、「民間人等」出身の校長、どちらの枠組みで数字を見ても、平成22年に比べると、平成26年の方が多い。ここ数年は増減を繰り返しつつも全体としては少し増えている傾向だと言える。

3-1. 任用者数の推移

さて、全体として任用数が微増していることは今述べたとおりであるが、この傾向と、前述の民間人校長の枠組みの問題を合わせて考えると、どうなるであろうか。

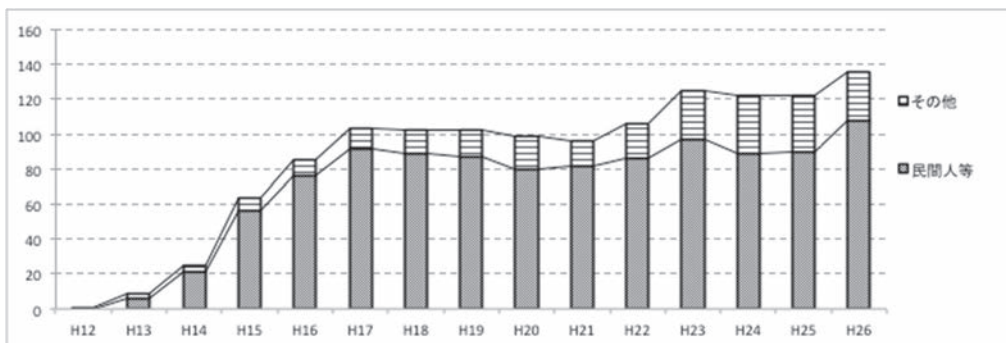
そこで、本研究では、まず、前述の枠組みに合わせて、民間人校長の分類を行った。

文部科学省調査（「教員出身でない者の校長任用実績について」）における、民間人校長の「前職」のデータに基づき、①「民間人等」出身の校長の中で、③「民間企業出身の者」以外を峻別した。

その基準は以下の通りである。「民間人等」のうち民間企業出身以外の者として除いたのは、次のA～D基準のうち一つ以上にあてはまる者である。

A:当該自治体または他の自治体における養護教諭・

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
民間人等	0	6	21	56	76	92	89	87	80	82	86	97	89	90	108
その他	1	3	4	8	9	11	13	15	19	14	20	28	33	32	28
計(教員出身でない校長)	1	9	25	64	85	103	102	102	99	96	106	125	122	122	136



【図表2：民間人校長任用者数の推移】

学校事務出身者

- B：当該自治体または他の自治体における教育委員会出身者
- C：当該自治体または他の自治体における教育委員会以外の部局出身の者。
- D：中央官庁出身の者。

この基準に当てはまるものを除外した残りは、正確には「公務員以外の出身の者」であるが、本稿ではこれを③「民間人出身の者」と同義と考える。中には曖昧な例もあり、例えば、大阪府の高等学校に勤務する自衛隊出身の校長は、他の教委や文科省出身の校長とは異なる経験を背景にしていると考えられるが、公務員出身とした。また、大阪市の学校に勤務する私立学校出身の者や、日本語教員出身の校長は、他の民間人出身の校長に比べれば教員出身の校長に近い背景を持つとも考えられるが、こちらは基準にのっとり③民間人出身とした。

改めて分類を整理すると、「その他」は、教員出身ではないが教育に関する職に10年以上就いている者である。この枠組みでは本来公務員でない者も入

り得るが、実際に文科省調査のデータを見ると、公務員以外の「その他」はない。つまり、「その他」とは、教育に関連の深い、教員以外の公務員である。教委関係者や、また、近年では学校事務出身の校長も数多くこの分類に入っている。

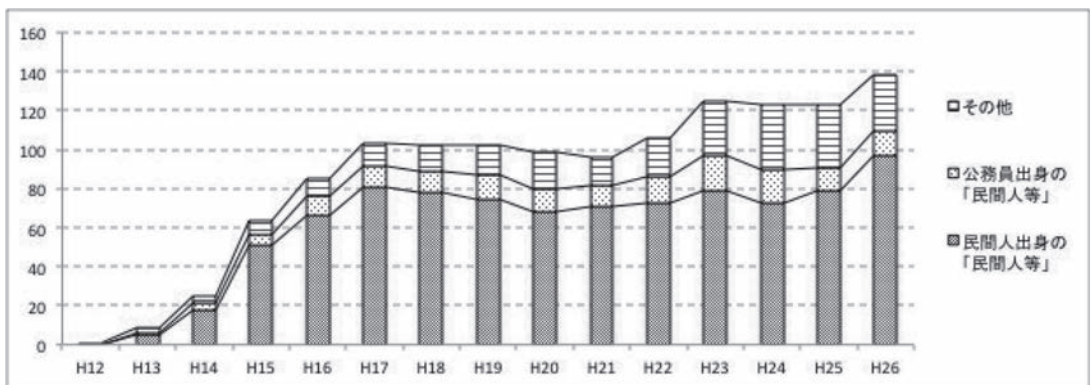
次に、「公務員出身の『民間人等』」校長であるが、こちらは首長部局など、教育以外の部署に勤務していた公務員が多い。

最後に、「民間人出身の『民間人等』」校長であるが、その大半は、企業での勤務経験を持つ者である。弁護士などの個人事業主も含まれるが、いずれにせよ、民間での勤務経験を持った者である。

つまり、大まかに特徴を示すなら、教育系公務員である「その他」と、それ以外の公務員である「公務員出身の『民間人等』」、民間人を指す「民間人出身の『民間人等』」という三つの枠組みである。さらに言えば、前者2つが公務員系、残り1つが民間系と捉えることができるだろう。

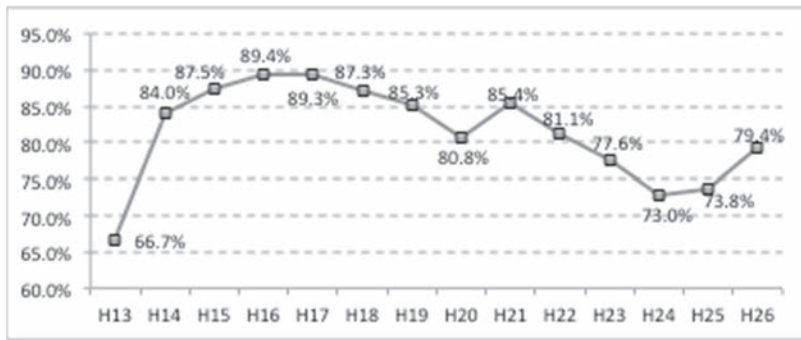
これらの分類を加味して、任用状況の推移を現したのが図表3⁽²⁾である。平成17年までの、「教員出身でない校長」の全数が右上りであった頃には、民

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
民間人等	0	6	21	56	76	92	89	87	80	82	86	97	89	90	108
（内、民間人出身）	0	5	18	51	66	81	78	74	68	71	73	79	72	78	95
（内、公務員出身）	0	1	3	5	10	11	11	13	12	11	13	18	17	12	13
その他	1	3	4	8	9	11	13	15	19	14	20	28	33	32	28
計（教員出身でない校長）	1	9	25	64	85	103	102	102	99	96	106	125	122	122	136



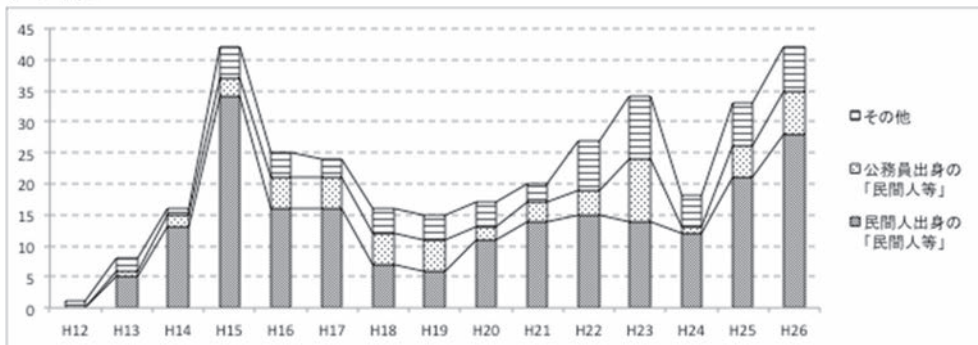
【図表3：前職の分類を加味した民間人校長任用者数の推移】

民間人校長制度に関わる基礎データの検討



【図表4:「教員出身でない校長」のうち、「民間人出身の『民間人等』の校長」の割合】

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
民間人等	0	6	15	37	21	21	12	11	13	17	19	24	13	26	35
（内、民間人出身）	0	5	13	34	16	16	7	6	11	14	15	14	12	21	28
（内、公務員出身）	0	1	2	3	5	5	5	5	2	3	4	10	1	5	7
その他	1	2	1	5	4	3	4	4	4	3	8	10	5	7	7
計（教員出身でない校長）	1	8	16	42	25	24	16	15	17	20	27	34	18	33	42



【図表5:「教員出身でない校長」の新規登用者数とその内訳】

民間人出身の「民間人等」、公務員出身の「民間人等」、「その他」ともに数が増えている。しかし、全数が一段落したと言われている平成17年～平成22年頃を見ると、民間人出身の「民間人等」が70人前後まで低減して落ち着いている一方、公務員出身の「民間人等」、「その他」ともに、平成21年を除いて、毎年少しずつ増加している。

これをふまえ、「教員出身でない校長」全数のうち、民間人出身の「民間人等」の割合をグラフにしたのが図表4である。平成16年をピークとして、徐々に下がり、平成21年だけ特異な変化をするものの、その後とも下がり、平成24年に最低値となり、その後、

再び増加に転じているのが現状である。

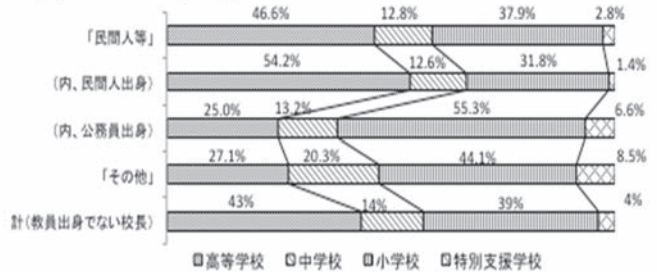
3-2. 新規登用者数の推移

前節では、任用されている校長の数の推移を見たが、ここでは、各年度において「教員出身でない校長」が何人採用されたか、について見る。

図表3のデータと同様、前述の基準A～Dに従い、「民間人等」の新採用者を前職に基づいて公務員出身、民間人出身に分け、各年度の4月1日に新採用となった「教員出身でない校長」の数とその内訳を示したのが図表5である³⁾。

これによれば、公務員出身の「民間人等」や「その他」は、近年、5人を超える年も出てきているも

	高等学校	中学校	小学校	特別支援学校
「民間人等」	135	37	110	8
(内、民間人出身)	116	27	68	3
(内、公務員出身)	19	10	42	5
「その他」	16	12	26	5
計(教員出身でない校長)	151	49	136	13



【図表6：配属先学校種の数と割合（出身別）】

の、長らく3~5人程度で推移していた。一方で、民間人出身の「民間人等」の登用数は大きく増減している。平成15年をピークとして、その後一桁まで減少し、平成20年以後、再び増加に転じ、平成25年度以後は20人以上の新たな登用となっている。

4. 出身による任用状況の差異

4-1. 学校種別の差異

後述するが、「教員出身でない」校長は、1校目の在職を終えた後、退職や、教委・首長部局等への異動が多い。また、異動する場合も、学校種が変わることは殆どない。つまり、1人の民間人校長が勤める学校種は1つである場合が殆どである。

ここでは、民間人出身の「民間人等」、公務員出身の「民間人等」、「その他」の分類に従って、勤務する学校種について集計した(図表6)。

平成26年度の学校基本調査によると、全国の高校数は4963、中学校は10557、小学校は20852、特別支援学校は1096校で、それらを割合になおすと13%、28%、56%、3%である。この数字と比較すると、全体的にも高校が多く、小学校中学校、特に中学校が少ないことが分かる。

また、グラフを見ると、学校種の割合が大きく異なっていることが分かる。中学校に配属された校長の割合は出身にかかわらず10%強~20%であり変わらない。一方、高校の割合は、民間人出身の「民間人等」校長においては50%以上が高校に配属されているのに対して、公務員出身の「民間人等」校長と、「その他」の校長では25%前後である。逆に、小学校の割合は、民間人出身の「民間人等」校長に置いて30%強であるのに対して、公務員出身の「民間人等」校長と、「その他」の校長では50%前後である。

以上のような違いがあることが分かる。露口(2011:37)は、『民間人校長は厳しい「競争環境」におかれている高等学校においてこそ、パワーを発揮する』と述べているが、当データはこの見解に沿うものとなっている。

4-2. 在職年数の差異

次に在職年数の差異である。この分析は、最新のデータである平成26年4月1日の時点で、すでに職を離れているものを対象に行った。対象となる人の在職年数を合計して、対象となる人の数で割って単純平均を算出した。

その結果が図表7である。制度が始まって15年足らずであり、平成26年まで長期在職している校長をカットしていることなどをふまえると、この数値の意義には一定の制限がつく。

しかし、平成23年度「公立学校における校長等の登用状況等について」の情報によると、一般的には校長の1人あたり在職年数の平均は6.0年である。民間人出身「民間人等」がこの平均に近いものの、公務員出身の「民間人等」と「その他」はかなり短いことが分かる。これらの枠組みには、教育委員会や首長部局から人事異動として校長に配属された者も多数含まれている。これらの人々が、自治体職員としての異動慣行に従って短いサイクルで動いて

【図表7：1人あたり平均在職年数】

	これまでに 離職した人数	左記対象者 のべ在職年数	平均 在職年数
民間人等	168	752	4.5
(内、民間人出身)	123	626	5.1
(内、公務員出身)	45	126	2.8
その他	50	176	3.5
計(教員出身でない校長)	218	928	4.3

民間人校長制度に関わる基礎データの検討

いる可能性もあるだろう。

4-3. 経験校数、在校年数の差異

ここでは経験校数、在校年数の差異に着目する。前項同様、平成26年4月1日の時点で、すでに職を離れているものを対象に行った。

それぞれが経験している校数を足して、のべ経験校数を算出し、のべ在職年数をのべ経験校数で割ることによって、1校あたり平均在校年数を算出した。その結果が図表8である。

まず、経験校数であるが、公務員出身の「民間人等」を見ると、殆どが1校経験して校長職を離れていることが分かる。「その他」の場合、2割強が2校目まで経験するものの、3校目まで経験した校長は1人のみである。一方、民間人出身の「民間人等」の校長は、3割以上が2校目以上、1割強が3校以上経験しており、他の群よりも離職するまでの経験校数が多いことが分かる。

1校あたりの平均在校年数についても、公務員出身の「民間人等」が最も短く、次に、「その他」、最も長いのが民間人出身の「民間人等」である。

こちらについても、前項同様、平成23年度「公立学校における校長等の登用状況等について」の情報を参照すると、全国の校長の1校あたりの平均在校年数は2.9年であった。民間人出身の「民間人等」

はこれよりも長く、「その他」は平均程度、公務員出身の「民間人等」はこれよりも短くなっている。

前項で見た、公務員出身の「民間人等」の平均在職年数の短さは、1校あたりの年数の短さと経験校数の少なさの両方が要因であると言える。推測の域を出ないが、キャリアの中で「一旦学校現場を経験してみる」と言った人事交流的意味合いの強い任用であるが故に、1校だけ経験して終わる（教委や自治体の職員に戻る）のが基本の形になっている可能性も考えられる。

5. 都道府県市による任用状況の差異

ここからは、都道府県市による差異に目を向ける。まずは、全体像を把握する意味でも、任用を行っている都道府県市の数に着目する。

図表9⁽⁴⁾を見ると、任用者数の推移同様、平成17年ごろまでは一気に都道府県市の数は伸びている。停滞期である平成22年ごろまでにかけて、任用都道府県市の数は下がっておらず、41～43で推移している。ところが、任用者数が微増に入る平成23年以後は、むしろ、任用都道府県市は激減している。多くの都道府県市が民間人校長の任用をやめる一方で、一部の自治体が大量に任用を行ったため、全体の任用者数が増える形になっている。これに伴って、1

【図表8：経験校数と1校あたり在校年数】

均在校年数	経験校数				のべ 経験校数	平均 経験校数	のべ 在職年数	1校あたり 平均在校年数
	人数	1校	2校	3校以上				
民間人等	168	119	32	17	235	1.4	752	3.2
(内、民間人出身)	123	76	31	16	187	1.5	626	3.3
(内、公務員出身)	45	43	1	1	48	1.1	126	2.6
その他	50	38	11	1	63	1.3	176	2.8
計(教員出身でない校長)	218	157	43	18	298	1.4	928	3.1

【図表9：任用を行っている都道府県市の数と1自治体あたりの任用数の推移】

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
教員出身でない校長 の任用数	1	9	25	64	85	103	102	102	99	96	106	125	122	122	136
任用を行っている 都道府県市の数	1	4	10	27	37	41	41	43	42	43	43	45	34	33	25
1都道府県市あたり の任用者数	1.00	2.25	2.50	2.37	2.30	2.51	2.49	2.37	2.36	2.23	2.47	2.78	3.59	3.70	5.44

自治体あたりの任用者数は、5.44人とこれまでになく大きく跳ね上がっている。

後述するが、この傾向の中心にあるのは大阪府や大阪市である。松井大阪府知事や橋下前大阪市長を中心とした首長主導の教育改革の中で、民間人校長が大量に採用されたと考えられる。

この点からも、都道府県市ごとの任用の傾向が大きく異なっていることが見て取れる。そこで、ここからは、文部科学省調査「教員出身でない者の校長任用実績について」「民間人校長（及び民間人教頭）の任用状況について」「都道府県市別の教員出身でない者の校長数、民間人校長任用者一覧」等の情報をもとに、各都道府県市ごとの任用の傾向について、幾つかに分類しながら分析していく。

分類の基準は、採用者の出身（官民）の傾向や、任用の状況、特に、新規登用の差異である。単発的に行われたのか、連続的に行われてきたのか、連続的かつ大規模に行われてきたのか、等である。この点の15年間の推移をもとに、分類を行った。

5-1. 任用実績のない自治体

文部科学省調査における平成12年4月1日から平成26年4月1日までの記録の中で、「教員出身でない校長」の任用実績がないのは、富山県、福井県、山梨県、鳥取県、山口県、愛媛県である。

政令指定市については、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、熊本市などに任用実績がなかった。熊本市や相模原市などは、指定そのものが最近であるといった事情も考えられる。

5-2. 1度の登用で終了した自治体

図表10^⑤に示した自治体は、1度の登用のみで民間人校長の登用を終了し、かつ、それらの校長が異動しないまま離職した自治体である。

表中の「アルファベット」は姓のイニシャル、「校種」は学校種別（高：高等学校、中：中学校、小：小学校、特：特別支援学校）、区分は、前述の基準A～Dを踏まえた出身の区分（民：民間人出身の「民間人等」、公：公務員出身の「公務員等」、そ：「その他」つまり、教員出身ではないが、教育に関する職

に10年以上就いているもの）を意味する。H12～H26の列における数字は、民間人校長就任以来、何校目の学校に所属しているかを意味している（以下同）。

茨城、群馬、京都府、島根はこのような任用で終了している。この区分の5名全てが高校に勤務し、民間人出身の「民間人等」校長であり、男性である。

【図表10：1度の登用で終了した自治体①】

	性別	校種	区分	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
				12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
茨城	H	男	高	民					1	1	1	1				
茨城	T	男	高	民					1	1	1	1				
群馬	F	男	高	民						1	1	1				
京都府	M	男	高	民					1	1	1	1	1	1		
島根	D	男	高	民						1	1	1				

次に見るグループは、1度の登用のみで民間人校長の登用を終了しているが、それらの校長が異動を経つ勤務を続けた自治体である（図表11）。民間人校長がいつまで勤務を続けるかについては、最初から1校という限定が付いているのか、あるいは、当人の希望で1校の勤務で終了したのかは、分からない。つまり、図表10や図表11に属す自治体との方針の違いはあまり明確でない。が、ここでは、結果的に2校以上勤務しているかどうかを基準として、グループ分けをする。

ここに属する校長の多くは、ちょうど民間人校長の任用が全体的に増えていた平成15～17年度に登用を行い、全体的に任用が一段落していた時期の終盤、平成22・23年頃までに任用を終えた自治体が殆どである。

長崎県のみ、平成21年から任用を始めたという後発の自治体である。

【図表11：1度の登用で終了した自治体②】

	性別	校種	区分	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
				12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
秋田	H	男	高	民						1	1	1	2			
岩手	I	男	高	民				1	1	1	2	2	3	3		
岩手	M	男	高	民				1	1	1	2	2	3			
長野	N	男	高	民				1	1	1	1	2	2			
長野	K	男	高	民				1	1	1	2	2	2	3	3	
愛知	S	男	高	民				1	1	1	1	2	2	2	2	
滋賀	T	男	高	民					1	1	1	1				
滋賀	O	男	高	民					1	1	1	1	2	2	2	2
徳島	W	男	小	民				1	1	1	1	2	2	2		
徳島	K	男	中	民				1	1	1	1	2	2	3	3	3
徳島	A	男	高	民				1	1	1	1	2				
長崎	S	男	高	民										1	1	1
														2	2	

民間人校長制度に関わる基礎データの検出

5-3. 数回の登用で終了した自治体

次のグループは、前項のように1度の登用で終了したわけではなく、数回登用を行ったものの、平成26年において任用が終了しているグループである。民間人中心でこのグループに属するのが、北海道、山形、福島、奈良、和歌山、高知、香川、福岡県、などである(図表12)。

このうち、北海道、山形、福島、奈良、和歌山、高知、香川、福岡県、は民間出身の民間人校長が中心である。一方、沖縄県、神戸市、広島市は、公務員出身の者が中心である。

さらに細かく分けると、北海道、奈良、和歌山、高知は、最初に登用が行われてから数年以内に、連続的に次の登用が行われている。和歌山は2回目で一度に5人が登用されているものの、その後の登用は行われていない。

山形、福島、香川、福岡県は、最初の登用後、5

【図表12：数回の登用で終了した自治体①】

	性別	校種	区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	O	男	高民				1	1	1	2	2	2						
北海道	K	男	高民				1	1	1	2	2	2						
北海道	N	男	高民						1	1	1	2	2	2	3	3		
北海道	K2	男	高民						1	1	1	2	2	2				
奈良	M	男	高民			1	1	1	1	2	2	2	2	3	3			
奈良	E	男	高民			1	1	1	1	2	2							
奈良	Y	男	中そ				1	1	1									
和歌山	K	男	高そ	1	1	2												
和歌山	Y	男	小民			1	1	1	2	2	3	3	3	3	3			
和歌山	S	男	小民			1	1	1	2	2	3	3						
和歌山	R	男	高民			1	1	1	1									
和歌山	M	男	高民			1	1	1	1	2	2	3	3	3				
和歌山	I	女	※			1	1	1	2	3	3	4	4					
高知	H	男	小民			1	1	1	1									
高知	S	男	中民			1	1	1	2	2	2	3	3	3	3			
高知	Y	男	中民			1	1	1	2	3	3							
山形	O	男	高民			1	1	2	2	2								
山形	M	男	高民								1	1	2	2				
山形	N	男	小民								1	1	1	1				
山形	S	男	小民								1	1	1	1				
福島	A	男	高民			1	1	1	2	2	2							
福島	Y	男	高民			1	1	1	2	2	2	3	3					
福島	S	女	小そ														1	
香川	U	男	小民			1	1	1	2	2								
香川	I	男	中民			1	1	1	1									
香川	T	男	高民			1	1	1										
香川	T2	男	高民								1	1	1	1				
香川	Y	男	小民								1	1	1	1	1			
福岡県	F	男	高民			1	1	1	1	2	2							
福岡県	F2	男	高民			1	1	1	1	1	2	2						
福岡県	K	男	高民												1	1	1	

年以上経ち、最初の任用者(の一部)が退職した後、に次の登用が行われている。

公務員出身の「民間人等」及び「その他」を中心に構成され、かつ、数回の登用で終了しているのは、沖縄県、神戸市、広島市である(図表13)。これらの自治体では、統一的な傾向は見取れない。

【図表13：数回の登用で終了した自治体②】

	性別	校種	区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
沖縄	Y	男	小公					1	1	1	1	1	2	2	3	3		
沖縄	S	女	小公											1	1			
神戸市	D	男	特公				1	1	1	1								
神戸市	G	男	小そ												1	1		
広島市	K	男	中そ												1	1		
広島市	F	男	小そ													1		

5-4. 数回の登用後、任用が続いている自治体

このグループに属しているのは、前項までの自治体と同様、単発または数回以下の登用しか行われてはいないものの、現在まで任用が続いている自治体である。

民間人出身の「民間人等」校長を中心に任用している中において、この群に属するのは北九州市のみである(図表14)。そもそも教員出身でない校長の登用を始めたのが遅いため、現在も任用が続いているものと考えられる。

【図表14：単発の登用後、任用が続いている自治体】

	性別	校種	区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26		
北九州	S	男	小民															1	2	
北九州	H	男	小民																1	2

一方、公務員出身の「民間人等」校長や、「その他」に当たる人材を中心に任用してきた自治体でいうと、宮崎、鹿児島、川崎市がこの群に当たる。

どの自治体も大規模な登用は行っていないものの、2度目の登用である平成22年・23年ごろに校長となった人材が、平成26年度になっても校長を続けているという状況である(図表15)

【図表 15: 数回の登用後、任用が続いている自治体】

	性別	校種	区分	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
				12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
宮崎	R	女	小	そ							1	1	1	2	2	
宮崎	H	男	小	そ									1	2	2	3
鹿児島	Y	男	高	そ				1	1							
鹿児島	Y2	男	小	そ								1	1	1	2	2
川崎	M	男	小	公					1	1	1					
川崎	S	男	小	公					1	1	1					
川崎	A	男	中	公									1	1		
川崎	Y	女	小	そ									1	1	1	
川崎	F	女	小	そ									1	1	1	2

これまでの結果と合わせて考えると、次の傾向が見て取れるだろう。

図表 10～15 に属する自治体、つまり、教員出身でない校長の登用制度を小規模に活用していた自治体に絞って考えると、民間人出身の校長を主に採っていた自治体の多くがその政策をすでに終了し、公務員出身あるいは教育関係者出身を中心的に採っていた自治体は、少ないものの、半数程度任用を続けている状態だと言える。

5-5. 連続的な登用が行われた後、終息した自治体

ここでは、当初、連続した登用が行われ、つまり、教員出身でない校長の登用制度が積極的に活用された後に、任用が終了したり、大幅に縮小された自治体について取り上げる（図表 16）。

まずは、広島県である。民間人出身の「民間人等」校長を中心としながら、「その他」の校長も一定程度

【図表 16 : 連続的な登用の後、終息した自治体①】

	性別	校種	区分	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
				12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
広島県	Y	男	高	民	1	1	1									
広島県	Y2	男	高	そ	1	1	1									
広島県	R	男	中	民	1	1	1	1	1							
広島県	U	男	小	民	1	1	1	1	2	2						
広島県	O	男	高	民		1	1	1	1							
広島県	K	男	中	民		1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	
広島県	K2	男	小	民		1										
広島県	M	男	高	民			1	1	1							
広島県	H	男	高	民			1	1	1	1	2	2	2	2	2	
広島県	F	男	高	そ			1	1	1	2	2					
広島県	F2	男	高	そ						1	1	1				
広島県	U2	男	高	そ							1	1				
広島県	T	女	高	民									1	1	1	1
岐阜	O	女	特	公	1	1										
岐阜	I	男	高	民		1	1	1	2	3	3					
岐阜	T	男	高	民		1	1	1	2	2	3	3				
岐阜	M	女	特	公			1	1								
岐阜	Y	男	小	民			1	1	1	2						
岐阜	H	女	小	そ												1

存在している。広島県は、平成 13 年から、つまり、教員出身でない校長の登用制度が出来た初期からその活用を行っており、平成 13 年から 15 年まで連続して新規の校長を登用している。その後も数年に一度、新規の登用が行われていた。しかし、平成 24 年以後は行われておらず、任用者数も、最大で 7 名いた状態から、平成 26 年には 1 名と減っている。

岐阜県は、民間人出身の「民間人等」校長が半数、それ以外が半数という混在状態である。こちらも、平成 13 年から登用が始まっており、平成 16 年まで連続して新規の校長が登用されていた。しかし、それ以後は中断され、一人もいない状態が続いたが、平成 26 年から新たに「その他」の校長が登用された。

次に、公務員出身の校長や、「その他」の校長が中心であり、連続的な登用がかつて行われていた青森県と名古屋市に着目する（図表 17）。

青森県は、平成 15 年から 20 年までほぼ毎年連続して新規の登用が行われていた。その後、23 年には新規の校長が登用されたものの、平成 26 年には一人もいない状況になっている。

名古屋市は、図表からも見て取れるように、規則的な任用を行っていた。平成 15 年から 18 年まで、毎年小と中に 1 人ずつ登用を行い、それぞれが 2 年で離職するという規則的なペースで任用が行われていた。しかし、平成 19 年以後にはこの取り組みが行われなくなり、平成 20 年以後には一人も「教員出身でない校長」がいない状況が続いている。

【図表 17 : 連続的な登用の後、終息した自治体②】

	性別	校種	区分	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
				12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
青森	S	男	高	2			1	1	1	1						
青森	M	男	特	2			1	1	2	3	3					
青森	O	男	高	2			1	1	2	2	2					
青森	S2	男	高	1				1	1	1	1					
青森	K	男	特	2						1	1	1	1	1	1	1
青森	A	男	高	2							1	1	1			
青森	T	男	高	2										1	1	
名古屋	M	男	中	3			1	1								
名古屋	M2	男	小	3			1	1								
名古屋	M3	男	中	3				1	1							
名古屋	M4	男	小	3				1	1							
名古屋	M5	男	中	3					1	1						
名古屋	I	男	小	3					1	1						
名古屋	O	男	小	3							1	1				
名古屋	N	男	中	3						1	1					

なっている。

熊本県は、図表18における新潟市、浜松市、堺市、福岡市と同様、登用を始めたのが遅い。一人目は平成19年から校長職に就いているが、本格的に登用が増えるのは平成22年以後である。

5-7. 大規模登用が行われている自治体

ここでは、他の自治体と一線を画し、大規模な採用を行っている、埼玉県、東京都、神奈川県、大阪府、大分県、横浜市、大阪市を取り上げる。

5-7-1. 埼玉県

のべ17人が登用されている。小中高の偏りはなく、民間人出身の「民間人等」校長が半数強であり、残りの多くが「その他」カテゴリーの校長である。この制度が始まった初期から登用を行っている。当初は2校目まで継続して勤務することは少なかったが、近年は、1校目の終わりとともに離職するのではなく、2校目まで勤務する校長が増えている。

【図表20：埼玉県の任用状況】

	性別	校種	区分	年次																									
				H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26											
埼玉 M	男	高	民	1	1	1	1	1																					
埼玉 H	男	小	民		1	1	1																						
埼玉 I	男	中	民		1	1	1																						
埼玉 T	男	高	民		1	1	1	1																					
埼玉 T2	女	高	そ		1	1	1	1	1																				
埼玉 M2	男	中	そ			1	1	1																					
埼玉 N	男	小	民					1	1	1	2	2	2	2															
埼玉 Y	男	小	民					1	1	1	1	1	1	1															
埼玉 M3	男	中	そ						1	1	1																		
埼玉 O	男	高	民							1	1	1	1																
埼玉 T3	男	中	そ								1	1	1																
埼玉 S	男	高	民									1	1	1	1	1													
埼玉 M4	男	高	民										1	1	1	2	2												
埼玉 N	男	高	公											1	1														
埼玉 N2	男	高	民												1	1	1	2											
埼玉 N3	男	高	そ													1	1	1	2										
埼玉 T4	男	中	そ														1	1	1										

5-7-2. 東京都

全体で18人の校長が登用されている。民間人出身の「民間人等」校長が多く、18人のうち、14人を占める。配属先の学校種に偏りはない。2校目まで勤務する校長は少ない。平成24年には最大10人の「教員出身でない校長」がいたが、その後急速に離職が

進み、平成26年には2人となっている。このまま終息する可能性もある。

【図表21：東京都の任用状況】

	性別	校種	区分	年次																										
				H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26												
東京 U	男	高	民	1	1	1	1	1																						
東京 Y	男	高	民			1	1	1	1																					
東京 K	男	高	民				1	1	1	1																				
東京 F	男	中	民					1	1	1	1	1																		
東京 M	男	小	民						1	1	1	1																		
東京 S	男	高	民						1	1	1	1	1																	
東京 U2	女	小	そ							1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2										
東京 S2	男	中	民													1	1	1	1	1										
東京 Y2	男	高	民													1	1	1	1											
東京 A	男	中	公														1	1	1											
東京 N	男	高	民														1	1	1	1	1									
東京 K2	女	小	そ														1	1	2	2	2									
東京 S3	男	※	民															1	1	1										
東京 M2	男	高	民																1	1	1	1								
東京 K3	男	高	民																		1	1								
東京 S4	女	小	そ																				1	2						
東京 S5	男	高	民																					1	1	1				
東京 K4	男	中	民																							1	1			

※中等教育学校

5-7-3. 神奈川県

のべ15人の校長が登用されている。全員が民間人出身の「民間人等」校長である。また、2人の特別支援学校を除き、他は全て高校への勤務であることも特徴的である。

平成17年以後に登用された者のうち、1人を除いて全員が2校目以後まで勤務を続けており、この点はこの自治体に比べて特異である。

【図表22：神奈川県の任用状況】

	性別	校種	区分	年次																											
				H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26													
神奈川 I	男	高	民				1	1	1	1	1	1																			
神奈川 K	男	高	民				1	1	1	1																					
神奈川 M	男	高	民					1	1																						
神奈川 H	男	高	民						1	1	1																				
神奈川 K2	男	高	民							1	1	1	2	2	2	2															
神奈川 K3	男	高	民								1	1	1	1	1	1	2	2	2												
神奈川 S	男	高	民									1	1	1	1	1	1	2	2	2	2										
神奈川 K4	男	高	民									1	1	1	1	2	2	2	2	3	3										
神奈川 I2	女	特	民									1	1	2	2	2	2	2	3	3											
神奈川 Y	男	高	民										1	1	1	2	2	2	2												
神奈川 F	男	特	民											1	1	1	1	1	1	2	2										
神奈川 A	男	高	民														1	1	1	1	2										
神奈川 F2	男	高	民																	1	1	1	2								
神奈川 O	男	高	民																			1	1	1	1						
神奈川 K5	男	高	民																						1	1	1	2			

民間人校長制度に関わる基礎データの検討

5-7-4. 大阪府

【図表 23：大阪府の任用状況】

	性別	校種	区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
大阪府	K	男	高民			1	1	1	1									
大阪府	N	男	高民			1	1	1	1									
大阪府	M	男	高民				1	1	1									
大阪府	H	男	高民					1	1	1	1	2	2	2	2	2		
大阪府	F	男	特民						1	1	1							
大阪府	I	男	小そ							1	1							
大阪府	T	男	小そ							1	1	1						
大阪府	Y	男	高民							1	1	1	1					
大阪府	U	男	高民								1	1	1					
大阪府	M2	男	中民									1	1					
大阪府	N2	男	小そ									1	1	1				
大阪府	Y2	男	高民									1	1	1	1	2	2	
大阪府	N3	男	高民										1	1	1			
大阪府	H2	男	小そ										1	1	1			
大阪府	O	女	小民										1	1	1	2	2	
大阪府	H3	男	小そ											1	1	1		
大阪府	T2	男	小公											1	1	1		
大阪府	Y3	男	中そ												1	1	1	
大阪府	H4	男	小民												1	1	1	
大阪府	M3	男	小民													1	1	1
大阪府	D	男	中民													1	1	1
大阪府	F2	男	小そ													1	1	1
大阪府	T3	男	小そ													1	1	1
大阪府	K2	男	高公													1	1	2
大阪府	H5	男	高民													1	1	2
大阪府	O2	男	小そ													1	2	3
大阪府	K3	男	小民														1	1
大阪府	O3	男	小民														1	1
大阪府	Y4	男	小民													1	1	1
大阪府	H6	男	小民													1	1	1
大阪府	K4	女	小そ													1	1	1
大阪府	S	男	小民													1	1	1
大阪府	T4	女	高公													1	1	1
大阪府	M4	男	高民													1	1	1
大阪府	Y5	男	小民														1	1
大阪府	T5	男	小公														1	1
大阪府	T6	女	小そ														1	1
大阪府	F3	男	小そ														1	1
大阪府	H7	女	小そ														1	1
大阪府	S2	男	高公														1	1
大阪府	T7	男	高民														1	1
大阪府	N4	男	高民														1	1
大阪府	M5	女	高民														1	1
大阪府	M6	男	中公														1	1
大阪府	F4	男	小公														1	1
大阪府	K5	男	小公														1	1
大阪府	Y6	女	小そ															1
大阪府	A	男	小そ															1
大阪府	N5	男	小そ															1
大阪府	O4	男	小そ															1
大阪府	J	男	小民															1
大阪府	I	男	中公															1
大阪府	T8	男	小民															1
大阪府	U2	男	高民															1
大阪府	K6	男	高民															1
大阪府	K7	男	高民															1
大阪府	S3	男	高民															1
大阪府	H8	男	高民															1
大阪府	W	男	高民															1
大阪府	K8	男	高民															1

民間人出身の「民間人等」校長だけでなく、公務員系の校長も多く登用されている。学校種についても、それほど偏りはない。

大阪府の最大の特徴は、圧倒的な数の多さである。これまで、のべ60名の「教員出身でない校長」が登用された。平成26年においては、40名前後が在職である。ただし、数が圧倒的に伸びたのは平成23年以後であり、毎年10名前後の新しい「教員出身でない校長」が登用されている。

5-7-5. 大分県

のべ15人が登用されている。ここ数年で登用が拡大しており、平成26年においては11人が在職となっている。

民間人出身の「民間人等」校長が大半を占めており、また、高校での勤務は1例のみで、他は全て小学校中学校への配属である。

【図表 24：大分県の任用状況】

	性別	校種	区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
大分	Y	男	小そ					1	1	1	1	2						
大分	W	男	小そ							1	1	1	1	1	2	2		
大分	D	男	小民												1	1	1	
大分	Y2	男	小民													1	1	2
大分	K	男	中そ													1	1	
大分	N	男	小民														1	1
大分	Z	女	小そ														1	1
大分	O	男	小民														1	1
大分	I	男	小民														1	1
大分	O2	男	小民															1
大分	M	男	中そ															1
大分	M2	男	中民															1
大分	M3	男	中民															1
大分	S	男	小民															1
大分	M4	男	高民															1

5-7-6. 横浜市

平成26年までの合計で18人が登用されている。新規登用が積極的に行われたのは、平成17年から平成22年までの時期である。最大、14人が在職している時期もあったが、平成26年では11人が在職している。

学校種別については、極端に偏っているわけではないが、高校に所属している者は2名にとどまっており、比較的少ない。

民間人出身の「民間人等」校長が半数弱である。

【図表 25：横浜市の任用状況】

	性別	校種	区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
横浜	H	男	中民						1	1								
横浜	T	女	小そ						1	1	1	1						
横浜	K	男	中そ						1	1	1	1	1					
横浜	O	男	小民						1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
横浜	U	男	小そ						1	1	1	1						
横浜	O2	男	高公						1	1	1	1	2					
横浜	K	男	小公						1	1	1	1	1	1				
横浜	H2	女	小そ						1	1	1	1	1	1				
横浜	M	男	小民						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
横浜	Y	女	小そ									1	1					
横浜	A	男	高民								1	1	2	2	2	2	2	2
横浜	T2	男	中民							1	1	1	2	2	2	2	2	2
横浜	T3	男	小そ							1	2	2	2	2	2	2	2	2
横浜	O3	男	小そ									1	1	1	1	1	1	1
横浜	K2	男	小民									1	1	2	2	2	2	2
横浜	E	男	中民									1	1	1	1	1	1	1
横浜	H2	女	中民									1	1	1	1	1	1	1
横浜	W	男	中民									1	1	1	1	1	1	1
横浜	S	男	小そ														1	1
横浜	F	男	中公															1

5-7-7. 大阪市

合計で25人が登用されているが、そのうち23人は平成25年・26年の直近2年間のみの新規採用である。

民間出身の「民間人等」校長が殆どである。また、

【図表 26：大阪市の任用状況】

	性別	校種	区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
大阪市	O	男	※そ							1	1	1						
大阪市	I	男	高民							1	1	2	2	2	3	3	3	3
大阪市	C	男	小民														1	1
大阪市	Y	男	小民														1	1
大阪市	O2	男	小民														1	1
大阪市	K	男	小民														1	1
大阪市	S	男	小公														1	1
大阪市	T	男	小民														1	1
大阪市	M	男	小民														1	1
大阪市	M2	男	小民														1	1
大阪市	Y2	女	小民														1	1
大阪市	N	男	小民														1	1
大阪市	K2	男	中民														1	1
大阪市	H	男	高民														1	1
大阪市	O3	女	中民														1	1
大阪市	W	男	中民														1	1
大阪市	K3	男	小民														1	1
大阪市	N2	男	小民														1	1
大阪市	Y3	男	小民														1	1
大阪市	S2	男	小公														1	1
大阪市	K4	女	小民														1	1
大阪市	A	男	小民														1	1
大阪市	M3	男	小民														1	1
大阪市	Y4	男	中民														1	1
大阪市	H2	男	小民														1	1

※小学校・中学校

配属先についても、高校は2名のみで、小中学校、特に小学校を中心に配属されている。

5-8. 特定の学校において任用を行っている自治体

ここで取り上げるのは、これまでの軸とは異なる分類であるが、特定の学校において「教員出身でない校長」の任用を続けている自治体である。

石川県は、表下部の3名(T,I,U)が、金沢市立工業高校に連続して勤務している。静岡県においては、2名が沼津市立沼津高校において続けて勤務している。兵庫のOとTは、どちらも兵庫県立国際高校に勤務した。

任用状況の推移としては、5-3,5-4に分類すべき状況であるが、上記の特徴に着目し、別の分類とした。

【図表 27：特定の学校で任用を行っている自治体】

	性別	校種	区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
石川	H	男	高民					1	1	1	1							
石川	C	女	小そ												1	1	1	2
石川	T	男	高民					1	1	1	1	1						
石川	I	男	高公									1	1	1				
石川	U	男	高公														1	1
静岡	T	男	高民					1	1	1	1	1	1					
静岡	K	男	高民											1	1	1	1	1
兵庫	A	男	高そ					1	1	1								
兵庫	O	男	高民					1	1	1	1	1	1	1				
兵庫	T	男	高民														1	1

以上、すべての自治体の任用状況について概観した。

6. 終わりに

本稿では、まず、これまでの言説をもとに「民間人」の枠組みについて整理した。これまで、文科省調査では「民間人等」と「その他」の扱いであったが、「民間人等」の中に、民間人出身の者と公務員出身のものが混在しているとの指摘があった。これらを踏まえ、図表1に示したように、民間人校長の枠組みを3つに整理した。

次に、その枠組みに従って、任用状況の推移や差異について整理した。平成17年ごろまでの拡大期には、民間人出身の「民間人等」、公務員出身の「民間人等」、「その他」のすべての分類において任用数が

民間人校長制度に関わる基礎データの検討

伸びていたが、一段落期である平成17年～平成22年頃は、公務員出身の「民間人等」「その他」が引き続き少しずつ増加していたのに対し、民間人出身の「民間人等」が低減して落ち着いていた。一方、平成23年以後の微増期においては、再び民間人出身の「民間人等」の数、割合が増している。

また、民間人出身の「民間人等」校長は、その他に比して高校に勤める割合が高く、1校あたりの在学期間も長く、経験する学校数も多いため、1人当たりの在職期間が長いという傾向が見て取れた。

これらをふまえると、公務員系である公務員出身の「民間人等」「その他」が似通った傾向を持ち、民間人出身の「民間人等」がそれらと異なる特徴を示していると言える。

次に、自治体ごとの現状について整理した。近年は、「教員出身でない校長」の任用を行う自治体が減少している一方、任用を行っている自治体の一部においては任用者数が激増しており、平均任用者数が高まっている。

最後に、自治体ごとの任用状況の推移について概観した。それらをまとめると、次のようになる。

まず、富山や福井など、19の自治体が当初から一貫して民間人校長の任用を行っていなかった。

単発的、あるいは散発的な登用を行っていた自治体は25あった。そのうち、19は民間人（民間人出身の「民間人等」）出身を中心に登用していた自治体であったが、ここ数年はその殆どが登用も任用も行っていない。残りの6は公務員系（公務員出身の「民間人等」及び「その他」）が中心であり、そのうちの半数は任用を続けているが、残りの半数は任用を行っていない。

連続的な登用を行ってきた自治体は、民間人系で9つ、公務員系で6つの自治体であった。そのうち、それぞれ2つずつ、計4つの自治体が近年は登用を収束させている。

大規模登用を行っている7つの自治体のうち、埼玉、東京、大分については継続して安定的に登用が行われているのに対して、神奈川や横浜は、一段落期まで（平成22年ごろまで）の拡大が中心で、近年はどちらかという登用は縮小気味である。一方、大阪府や大阪府は、一段落期までは登用はそれほど

多くなかったものの、ここ数年において、登用が爆発的に拡大しているという状況である。

全体的に見れば、新規の登用を停止するか縮小している自治体がここ数年でかなり多くなっている一方、大阪府や大阪市のように、これまでに例を見ない規模で任用を増やしている自治体もあり、自治体間の政策の差異がかなり大きくなっている。民間人校長制度全体の傾向を掴むことも重要であるが、自治体ごとの個別性に目を向けることも必要になってくるだろう。また、加えて言えば、そのような差異がなぜ生まれたか、といった論点や、分類ごとの成果や課題などに着目した研究も考えられる。

その他の点について言えば、今回は、民間人教頭あるいは民間人副校長との関係については見ることが出来なかった。民間人の登用という意味では、今後、複合的に考えることも必要になってくる可能性がある。

また、本論では政策そのものについての評価は行っていない。任用自治体数の激減を見れば、学校管理職人事の現場においては、その評価は明確になっている可能性もある。それらの任用を停止した自治体について「なぜ停止したのか」を問うていくことは、今後の民間人校長制度に関する研究において大きな意味を持つであろうし、また、教育改革そのもののあり方についても示唆を与えるものになる可能性があるだろう。

とは言え、大阪市や大阪府などの状況を見ても分かる通り、この政策の状況は数年で大きく変わりうる。大阪の動きに触発されて再び増加に転じる可能性もある。データの整理についても、今後のアップデートが必要になるだろう。

本稿は基礎的な分析にとどまり、これらの論点に迫ることは出来ていない。その限界を自覚しつつ、今後の制度の展開やそれに関わる研究動向にも目を向けていきたい。

註

① 文部科学省サイト (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/11/attach/1286424.htm) より。

② 「計（教員出身でない校長）」、「民間人等」、「そ

の他」については、各年度の文科省調査「公立学校教職員の人事行政状況調査について」のうち、「都道府県市別の教員出身でない者の校長数」のデータを参照した。民間人出身の「民間人等」、公務員出身の「民間人等」については、同調査の「都道府県市別の教員出身でない者の校長任用者一覧」から前職のデータを参照し、文中A～Dの基準に基づいて分類した。

- ③ 「民間人等」「その他」「計」の数値について。平成19年以後のデータについては、各年度の「都道府県市別の教員出身でない者の校長数」の表下部のカッコ付き数値を引用した。平成18年以前については、平成17年度・18年度調査における「任用実績総数の推移」に着目し、各年度実績値の差異から筆者が算出した。公務員出身の「民間人等」については、同調査の「校長任用者一覧」から前職のデータを参照し、算出した。民間人出身の「民間人等」については、「民間人等」の数値から、前述の公務員出身の「民間人等」の数値を引くことで算出した。
- ④ 数値は、調査結果表記方法の変化に対応して算出した。平成19年度から平成23年度までは、各年度調査の「民間人校長の任用者数の推移」表に記された数値を引用。平成18年度以前については、平成17年度・18年度調査の「民間人校長の在職者数の推移」表に記された過去データより引用。平成24年度以後は、各年度の「都道府県市別の教員出身でない者の校長数」表から算出した。本調査は、政令指定都市でない沼津市や横須賀市等を静岡県や神奈川県と別に数えるなど、集計方法に曖昧さが残るが、ここではこの方法で算出した。
- ⑤ 図表10以後で示した都道府県市の状況について、幾つかの留意点を述べておく。①年度による情報の揺れ：当該年度の調査において記載されていない情報が、その後の調査で明らかにされるケースがあった。例えば、横浜市T3氏は、平成21年の調査データには登場しないものの、平成22年のデータでは、平成21年から登用されていると記載されている。こういったケースについては、後に出た情報を採用した。②自治体区分の揺れ：同じ学校に属しているながら、その区分が、任期の途中のいずれかの年度を境に、市から県に変わる場合が幾つかあった。例えば、岡山県N氏（岡山市→岡山県）、静岡県T氏K氏（沼津市→静岡県）、石川県T氏、I氏、U氏（金沢市→石川県）である。いずれも、都道府県に改められていることから、登用の当初から都道府県の区分であったと判断した。

③イニシャル：任用者一覧における漢字表記から筆者が類推したため、正しくない可能性がある。以上3点。

参考文献

- 大澤篤史「民間人校長制度の現状についての一考察--公立高等学校民間人校長に対する聞き取り調査から」『教育経営研究』第14巻、2008年、4-12頁
- 太田久美子「新潟市の民間人校長制度の成果と課題--O 校長の学校経営実践事例に焦点づけて」『教育経営研究』第17巻、2011年、27-34頁
- 中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」1998年
- 露口健司「民間人校長の登用（1）」『教職研修』第31巻第5号、2003年a、98-101頁
- 露口健司「民間人校長の登用（2）」『教職研修』第31巻第6号、2003年b、123-126頁
- 露口健司「民間人校長任用の成果・制度の展望：なぜ民間人校長が増えないのか、3つの仮説から検証」『Synapse』第11巻、2011年、34-37頁
- 平川理恵「私はこうして「職員会議」を変えた!：民間人校長に学ぶ改善技法 会議とは"会して議す"」『教職研修』第40巻第8号、2012年、40-43頁
- 文部科学省調査「公立学校教職員の人事行政に状況調査」各年度：特に、平成16,17年「教員出身でない者の校長任用実績について」、平成18年-平成23年「民間人校長（及び民間人教頭）の任用状況について」、平成24年-平成26年「都道府県市別の教員出身でない者の校長数、民間人校長任用者一覧」
- 渡辺敦司「『民間人校長』登用の今日的課題」『月刊高校教育』第44巻第4号、2011年、34-37頁